

予備試験の実施方針について（案）

平成21年2月13日
司法試験委員会

第1 予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項

- 法科大学院修了程度の能力を適切に判定することにより、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要がある。
- 予備試験が、法科大学院に行くことができない人にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨から、それらの人にも、公平に新司法試験の受験資格が与えられるよう配慮する必要がある。
- 予備試験は、新司法試験を受験する資格を与える試験であることから、新司法試験との関係に留意する必要がある。

- ・ 予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験であり、その実施方針は、法科大学院教育の状況に応じて必要に応じた見直しをする必要がある。
- ・ これらの配慮を試験の実施に反映させるため、予備試験考査委員を法科大学院教員からも選任するとともに、一部委員について司法試験考査委員と併任する、司法試験の実施日程を考慮しつつ短答式試験問題の一部共通化を行うなど、適正な実施のための具体的方策についての検討をさらに行うものとする。

第2 試験実施の枠組み

1 実施日程

- 短答式試験は、毎年5月中旬ころまでに、論文式試験は、毎年7月ころまでに、口述試験は、毎年10月ころまでに実施し、合格発表は、それぞれ、6月ころ、10月ころ、11月ころまでに行う。

- ・ 予備試験に合格した者は、翌年以降の新司法試験の受験資格を得ることから、口述試験の合格発表は、新司法試験の出願期間よりも前に行うものとする。

2 試験の日程

- 短答式試験は、1日、論文式試験は、2日間とする。

- ・ 短答式試験及び論文式試験においては、憲法と行政法、民法、商法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法については、それぞれ一括した試験時間で実施する。試験日程のイメージは、別添のとおりである。
- ・ 口述試験については、論文式試験の合格者数、口述試験に要する試験時間、1日で試験可能な受験者数等により実施期間に差が出るが、口述試験における法律実務基礎科目は、民事及び刑事について行うことから、受験する日程としては、実施期間にかかわらず、1日あるいは2日間となるものと考えられる。

3 試験科目の範囲

- 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法については、法務省令をもって試験範囲を示すことはしないが、明確に試験範囲から除かれる部分がある場合には、法務省令において明示する。
- 一般教養科目の出題範囲は、人文科学、社会科学、自然科学、英語とする。
- 法律実務基礎科目の出題範囲は、民事訴訟実務、刑事訴訟実務及び法曹倫理とする。

- ・ 法律実務基礎科目については、法律基本科目の出題範囲との間に重なりがあるが、法律実務基礎科目の出題に当たっては、試験科目となっている実定法の出題範囲と重複する知識や理解を問うことも十分考えられることから、相互の出題範囲を区別するものとはしない。
- ・ 論文式試験、口述試験において使用を認める試験用法文の掲載法令については、あらかじめ公表するものとする。

第3 短答式試験の在り方

1 出題方針について

- 法律基本科目については、幅広い分野から基本的な事項に関する内容を多数出題するものとする。
- 一般教養科目においては、学校教育法に定める大学卒業程度の一般教養を基本とし、法科大学院において得られる法曹として必要な教養を有するかどうかを試すものとし、その出題に当たっては、幅広い分野から出題し、知識の有無を問う出題に偏することなく、思考力、分析力、理解力等を適切に試すことができるよう工夫するものとする。

- ・ 新司法試験の短答式試験において、過度に複雑な形式による出題は行わないものとしていることにも留意する必要がある。
- ・ 一般教養科目の出題に当たっては、法律科目の知識のみで容易に解答できるような出題とはならないよう工夫する必要がある。

2 試験時間，問題数，配点等

- 法律基本科目については，全問題を解答するものとし，各科目10～15題程度を出題する。
一般教養科目については，出題範囲の分野ごとに出題した中から，受験者が一定数の問題を選択して解答するものとする。例えば，人文科学，自然科学，社会科学，英語の分野から，それぞれおおむね10～20題程度の出題をし，そのうち，20～30題程度の定められた数の問題を自由に選択して解答するものとする。
- 短答式試験の試験時間については，憲法と行政法をあわせて1時間，民法，商法と民事訴訟法をあわせて1時間30分，刑法と刑事訴訟法をあわせて1時間とし，一般教養科目の試験時間は1時間30分程度とする。
- 配点は，法律基本科目ごとに同一とし，法律基本科目全体と一般教養科目の配点は，おおむね試験時間に応じたものとする。基本とし，例えば，法律基本科目の合計210点（1科目当たり30点）に対して，一般教養科目90点として，7対3とすることが考えられる。
- 短答式試験は，マークシートによる解答が可能なものとする。

- ・ 一般教養科目の試験時間については，個々の問題の解答に要すべき時間，出題数，解答すべき問題数等をさらに検討しながら定めるものとする。

第4 論文式試験の在り方

1 出題方針について

- 法律基本科目については，各法分野における基本的な知識，理解及び基本的な法解釈・運用能力並びにそれらを適切に表現する能力を問うものとする。
- 法律実務基礎科目については，法科大学院における法律実務基礎科目の教育目的や内容を踏まえつつ，民事訴訟実務，刑事訴訟実務及び法曹倫理に関する基礎的素養が身につけているかどうかを試す出題とする。
- 一般教養科目については，思考力，分析力，表現力等を判定できる出題をすることとし，専ら知識の有無を問う出題はしないものとする。

- ・ 法律基本科目のほかに，法律実務基礎科目があること，新司法試験において，さらに同様の法分野に関する能力判定がなされることを前提に，予備試験の法律基本科目においては，基本的な知識，理解等を問うものとする。

- ・ 法律実務基礎科目においては、実定法の理解が前提となるが、法律基本科目とは別に法律実務基礎科目があることを踏まえて、それにふさわしい出題となるよう工夫するものとする。

2 試験時間，問題数，配点等

- 法律基本科目については、各科目，1題程度を出題するものとする。
法律実務基礎科目については、民事及び刑事に分けて出題することとし、それぞれ1題程度を出題する。
一般教養科目については、素材やテーマを与えた上で、小論文の作成を求めるものとし、1題を出題する。
- 試験時間については、憲法と行政法をあわせて2時間ないし2時間20分程度、民法、商法と民事訴訟法をあわせて3時間ないし3時間30分程度、刑法と刑事訴訟法をあわせて2時間ないし2時間20分程度とする。
法律実務基礎科目については、民事、刑事それぞれ1時間30分程度とする。一般教養科目の試験時間は1時間程度とする。
- 配点は、法律基本科目ごとに同一とし、一般教養科目についても同様とする。法律基本科目と法律実務基礎科目の配点の比率は、7対2とし、例えば、法律基本科目の合計350点（1科目当たり50点）、一般教養科目50点に対して、法律実務基礎科目100点（民事、刑事それぞれ50点）とすることが考えられる。

- ・ 試験時間については、各科目の出題内容等をさらに検討しながら定めるものとする。
- ・ 法曹倫理は、民事及び刑事の各分野における出題に含まれるものとする。

第5 口述試験の在り方

- 口述試験は、民事及び刑事に分けて実施する。
- 法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論する能力を有するかどうかの判定に意を用いる。

- ・ あらかじめ事例を示して検討する時間を与えた上で、考査委員と面接をするといった方法についても検討する。
- ・ 法曹倫理は、民事及び刑事の各分野における出題に含まれるものとする。

第6 合否判定の在り方

- 短答式試験，論文式試験，口述試験のいずれの段階においても，合計得点で合否判定を行う。
- 法律基本科目，法律実務基礎科目，一般教養科目それぞれについて，最低ライン点を定めるかどうかは，予備試験の実施状況を踏まえつつ，検討することとする。

第7 その他

- 試験実施に当たり，特別な措置が必要な受験者に対し，適正な措置がとられるよう配慮すべきである。